

浜松市週休 2 日制工事（営繕工事）実施要領

（趣旨）

第 1 条 この要領は、他産業と遜色ない建設業の働き方の実現に向け、多様な働き方が求められていることから、地域の実情や現場の状況等を踏まえ、週休 2 日など適切な方法により取り組むため、必要な手続き等を定めることを目的とする。

（対象工事）

第 2 条 原則として、浜松市が発注するすべての営繕工事を対象とする。ただし、次の号に掲げる工事は対象外とする。

- (1) 当初設計金額 400 万円以下の工事
- (2) 契約上の工期の大半が工場製作等で現場作業が 1 週間程度と見込まれる工事
- (3) 緊急性の高い応急対策工事等
- (4) 工事担当課が対象工事に適さないと判断する工事

（用語の定義）

第 3 条 本要領において用いる用語は次のとおりとする。

(1) 週休 2 日

ア 完全週休 2 日とは、土曜日及び日曜日を現場閉所日に指定し、週ごとに 2 日以上現場閉所または現場休息を行うことをいう。

イ 1 週間は、土曜日始まり金曜日終わりの 7 日間とする。

ウ 1 日は、0 時から 24 時とする。ただし、夜間工事等の特殊な場合は、受発注者間の事前協議により、作業開始時刻から 24 時間を 1 日として設定してもよいものとする。

エ 通期の週休 2 日とは、対象期間において、4 週 8 休以上の現場閉所等を行い、現場閉所率が 28.5%（8 日/28 日）以上のことをいう。

(2) 対象期間

工期のうち、準備期間と後片付け期間を除く期間をいう。ただし、年末年始休暇（6 日間）、夏季休暇（3 日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。

(3) 現場閉所

対象期間において、現場事務所での事務作業を含め 1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除く。ただし、作業終了から 24 時間単位の休工を確保することで現場閉所とする。また、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日については、現場閉所日数に含めるものとする。

(4) 現場休息

分離発注工事（一つの工事現場で概ね同期間に施工される関連工事がある工事。以下同じ。）の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて 1 日を通して現場作業が無い状態で、現場閉所と同様の扱いとする。

（工期の設定）

第 4 条 発注者は、労働基準法の時間外労働規制等を踏まえ、引き続き週休 2 日を前提とした 工期を設定するものとし、原則、完全週休 2 日での発注とする。

（多様な働き方への対応）

第5条 受注者は、変形労働時間制等の週休2日以外の働き方を希望する場合は、施工期間、施工時間等について監督員と協議の上、実施するものとする。

（対象工事である旨等の明示）

第6条 対象工事である旨の適否の明示は次のとおりとする。

契約方式ごとに、次に掲げる書面への記載（電磁的記録を含む。）を行うものとする。

- (1) 一般競争入札の場合：入札公告、現場説明書及び参考数量書
- (2) 指名競争入札の場合：指名通知書、現場説明書及び参考数量書
- (3) 随意契約の場合：現場説明書及び参考数量書

（現場閉所等の確認方法等）

第7条 現場閉所または現場休息（以下、現場閉所等という）の確認方法等は次のとおりとする。

(1) 現場閉所等の確認方法

① 実施工程表の提出

ア 「対象期間」については、受発注者間の協議により設定する。

イ 監督員は、現場閉所等の予定日を記載した実施工程表等を受注者より受領し、受注者を取り組む週休2日が確保されていることを確認する。

ウ 分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場閉所等の予定日を調整したうえで、その予定日を記載した実施工程表等を作成し、監督員に提出する。

エ 監督員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度現場閉所等の予定日を記載した実施工程表等を受注者より受領し、現場閉所等の状況を確認する。なお、分離発注工事の場合は、実施工程表等の修正に当たっては、受注者間で調整を行う。

オ 監督員は、受注者が作成する現場閉所等の日が記載された実施工程表等により、定期的に対象期間内の現場閉所等の日数を確認する。

② 週休2日の実施状況の確認等

監督員は、受注者から提出された実施工程表等により、現場閉所等の実施状況を確認する。

なお、実施状況の確認の結果は、現場閉所等の状況により「完全週休2日」と「通期の週休2日」に区分する。

③ その他留意事項

ア 現場閉所等の状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。

イ 監督員は、現場閉所等の前日などに、現場閉所等の日に作業が発生するような指示等を行わないように配慮する。

ウ 監督員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離発注工事を含む。）の調整を適切に実施する。

エ 工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督員は受注者と協議する。

オ 監督員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、実施工程表等を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が、現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行う。

（適正工期の設定等）

第8条 適正工期の設定等は次のとおりとする。

（1）適正な工期の確保

余裕期間制度^{※1}を積極的に活用するとともに、「公共建築工事における工期設定の基本的考え」^{※2}等に基づき、後工程へのしわ寄せ及び全体工程の遅延が生じないように、設備工事等の後工程の適正な施工期間や設備の総合試運転調整等に必要な期間を確保するなど適正な工期を設定する。

（2）工事成績評価

週休2日が達成された場合は、担当監督員の評価項目「休日確保」（4週8休）で評価する。

（3）元請下請の取引の適正化

週休2日制工事の実施にあたり、工期や契約金額等について下請業者へのしわ寄せが生じないよう受注者に指導する。

※1 「浜松市工事着手日選択型工事实施要領」を参照する。

※2 中央官庁営繕担当課長連絡調整会議及び全国営繕主管長会議取りまとめによる。（H30.2.9）

附 則

この要領は 令和8年10月15日から施行する。